

廿日市市商店街等活性化（組織力強化）事業補助金交付要綱

平成30年3月1日

告示第43号

（趣旨）

第1条 市は、商店街組織等が実施する商店街活性化につながる組織力強化や人材育成に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において廿日市市商店街等活性化（組織力強化）事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助目的）

第2条 市は、市内にある商店街において、空き店舗の増加及び事業主の高齢化等により組織力が低下し、活力が失われつつある現状を踏まえ、商店街活性化につながる組織力強化や人材育成の取組みを支援することにより、地域活性化及び商業機能の維持、発展を図るため、補助金を交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街組織 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合並びに商店街を構成する任意団体であつて、規約、会則その他これらに準ずるもの（以下「規約等」という。）に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
- (2) 市内産業経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条の規定による商工会議所又は商工会法（昭和35年法律第89号）第4条の規定による商工会をいう。
- (3) 商店街 商店街組織が規約等で定めている区域をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第1号及び第2号に掲げる者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街組織が市内産業経済団体と連携して行なう組織力強化や人材育成につながる取組みであり、別表1に例示する各種事業並びにこれらと同様の趣旨の事業で、商店街組織又は市内産業経済団体が自ら企画し、実施するものとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表2のとおりとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、廿日市市商店街等活性化（組織力強化）事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 当該年度において、すでに補助金の交付を受けているもの
- (2) 補助金を交付する年度末までに事業が完了しないもの
- (3) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等であるもの
- (4) その他市長が不適当と認めたもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を

行い、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助対象経費の増額又は20パーセントを超える減額をする場合は、市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業の内容の変更（補助事業の目的達成及び事業の能率的な執行に影響を及ぼすものに限る。）をしようとする場合は、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業を廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （4） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により経済産業大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをしてはならないこと。
- （5） 災害等により、補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなった場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 補助申請者は、第1項各号の承認又は指示を受けようとする場合は、同項第1号及び第2号の場合においては事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を、同項第3号の場合においては事業廃止承認申請書（別記様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、第8条の規定による補助金交付決定通知書を受け取った日から起算して30日以内とする。

（状況報告）

第11条 規則第10条の規定に基づき、市長が当該補助対象事業の進捗

状況を求めたときは、補助申請者は進捗状況を市長に報告するものとする。

（実績の報告）

第12条 規則第12条の規定により補助事業実績報告書（別記様式第6号）に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1） 事業実施報告書（別記様式第8号）

（2） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第9号）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定をしたときは、速やかに補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第15条 補助対象者が、規則第16条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けた補助対象者が第12条に規定により実績報告書を提出するときは、当該補助対象者は、同条第1号又は第2号に掲げる書類のほか、補助金精算書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（帳簿等の保存期間）

第16条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めがあるもののほか、必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（令和4年12月1日）

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

【商店街活性化につながる組織力強化や人材育成の取組み（例示）】

①活性化計画等の策定 ②基調講演やセミナー等の開催 ③先進事例の視察 ④専門家等の派遣 ⑤人材発掘や育成のためのイベント開催 ⑥商店街を形成する任意団体の法人化 ⑦地域ブランドや商品の共同開発 ⑧テナントミックス ⑨周辺地域の各種調査・分析

※いずれの取組みも補助金の目的に合致しない場合、補助の対象としない。

別表 2（第 6 条関係）

補助対象経費	内容	補助率	限度額
会 場 賃 借 料	イベントや講演会等で使用する会場の賃借料として支払われる経費	補助対象 経費の 1 / 2	すべての 補助対象 事業費を 合算して 5 0 万円
謝 礼 金	外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼金（社会通念上相当とされる額を超えたり、団体の構成員に対する謝礼金を含んだりしないこと。）		
交 通 費	外部から招く講師やアドバイザー等の交通費、スタッフの活動の際の交通費（社会通念上相当とされる額を超えないこと。）		
保 険 料	イベント開催に伴う保険料など		
広 報 費	事業を効果的に実施するために必要な広告宣伝に要する経費		
通 信 運 搬 費	資料送付に必要な切手代や宅配料など		
借 料 ・ 損 料	事業実施に必要な機器、器具等の		

	賃借料及び使用料		
物 品 購 入 費	事業実施に必要な物品（備品、消耗品）の購入に要する経費		
委 託 費	企画運営や調査分析等、事業の一部を他の事業者へ委託するために支払われる経費		
外 注 費	企画立案や調査を伴わない単一作業を行なわせる場合に、他の事業者へ外注するために支払われる経費		
雑 役 務 費	周知活動やイベント当日など、臨時的に必要なスタッフに支払われる経費		
国 内 旅 費	国内で行なう情報収集（先進事例視察等）に要する経費（航空運賃、特急券や乗車券、宿泊費、貸切バス借上料、高速道路通行料）		
施 設 整 備 費	ソフト事業の実施に必要な施設を整備する場合の内装工事費等（必要最低限の額に抑えること）		
そ の 他 経 費	その他市長が特に必要と認める経費		

備考

補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。